

平成9年第3回定例会(第3日 9/16)

- 副議長(村田一郎君) 長谷川大君。(拍手)

[長谷川大君登壇]

- 長谷川大君 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、広報広聴活動についてでありますけれども、まずケーブルテレビでの広報についてお伺いをいたします。

ケーブルテレビで「ふなばし CITYNEWS」というような番組がありますけれども、その目的や意義、意味、予算等について伺いたいのと、紙による広報との違いなどを聞かしていただければと思います。

それから、広聴活動なんですけれども、先番議員がご質問なされたことと全く同じ質問を考えておりましたんで、これは省略をさせていただきます。

それから、選挙公報についてお伺いいたします。

この間、補選と市長選挙がございましたけれども、選挙公報っていうものがどういうものかということ、まあ基本的なことなんですけれども、これもその目的とか意義とか意味とか予算とかっていうことについてお伺いをしたいと思います。

それから、記載内容の制限があるのかどうか。それから、この間のですね、市長選挙のときに補選があったんですけれども、そのときの市議補選の方の候補者1人当たりのスペース、それと私どもが当選させていただきました平成7年の統一地方選の市議会議員選挙におけるスペースをまず教えていただきたいと思います。

それから、子育ての支援についてなんですけれども、新しい市長さんの考え方を伺いたいと思ってたんですけれども、その前にですね、保育園にも関係していらっしゃるということでございますんで、前の市長のご夫人が社会福祉法人の理事であるということで随分いろいろと言われてたわけなんですけれども、最初に市長に伺っておきたいんですけれども、市長ご自身が社会福祉法人の理事長だとか理事だとかという役員であるかどうか。

仮にないとしたら、いつごろからそういう地位にないかということをお伺いしたいと思います。

それと、その子供たちを一生懸命育ててる親たち、まあ私も子供がいるわけですが、今後どのように支援していきたいとかというようなことを、お気持ちを聞かしていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

[広報部長関根忠男君登壇]

● 広報部長(関根忠男君) 広報広聴活動のうちのCATVにつきまして、ご答弁申し上げます。

高度情報化時代と言われております昨今、映像、電波などニューメディアを活用した広報活動の重要性が年々高まってきております。平成4年4月にCATV、ふなばしテレビでございますが、これが開局したのを機に、コミュニティーチャンネルといたしまして、9チャンネルを利用いたしまして、広報番組を制作し、映像を媒体とした広報活動を行っているところでございます。CATVのコミュニティーチャンネルは、地域に根差したメディアとしての特性を持っておりまして、現在「ふなばし CITYNEWS」という番組で20分番組を週1本、スペシャル番組といたしまして、30分番組を年間4本制作いたしまして、市からの各種のお知らせ、イベント案内等を初め、公民館で活発に行われております各種団体などの活動状況にスポットを当てまして、生き生きとした市民の皆様の表情を紹介するなど、コミュニティーチャンネルの特性を生かした広報番組を制作いたしております。

制作費用でございますけれども、今年度制作といたしまして、20分番組が1本当たり123万5,876円の49本分、6,055万8,000円、30分番組が1本当たり145万2,019円の4本分、580万8,000円の合計6,636万6,000円が計上されております。

また、通常の広報活動といたしまして、広報紙等主に活字メディアを媒体としたものを初め、ご質問のありましたCATVの映像、電波などニューメディアを媒体にしたもの、また最近では、インターネットなどマルチメディアを媒体にしたものなど、その時代に即応した広報活動を行っているところでございます。

今後もそれぞれのメディアの特性を生かした広報番組づくり、広報活動に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

[選挙管理委員会事務局長中村忠君登壇]

●選挙管理委員会事務局長(中村 忠君) 選挙公報についてのご質問にお答えをいたします。

市長選挙、市議会議員の選挙公報につきましては、公職選挙法の規定によりまして、知事選挙、それから国政選挙に準じまして、条例で定めることによつて発行することができるものであります。本市におきましては、昭和49年の12月に船橋選挙公報の発行に関する条例を制定されたことに伴い、以後の市の選挙におきまして、その都度発行しているところでございます。

その目的でございますけれども、選挙人が候補者の氏名、経歴、政見等を容易に知り得ることが挙げられます。また、候補者間の公平性を保つた上で発行されること、全選挙人に平等に配布できること等、選挙の執行の上で大変重要な意義を持つものと考えております。

発行に要する予算ということで、お尋ねがございましたけれども、発行するサイズ、数量等によりまして変動がございまして、この6月に執行されました市長、市議補欠選挙の選挙公報の印刷配送折り込み手数料及び新聞未購読世帯への郵送料等に要した費用は、合わせて410万円余りであります。

次に、記載内容の制限等あるのかというお尋ねでございますけれども、字数の制限としましては、市長、市議選挙とも500字以内でございます。

また、候補者本人の顔写真以外の写真や善良な風俗を害するような内容、あるいは特定の商品の広告や営業に関する宣伝等につきましては、記載が禁止されております。原則といたしましては、候補者から提出された原稿は、そのまま掲載することが基本でございます。

3点目の、今回の市議補欠選挙候補者1人当たりのスペースと平成7年の統一地方選挙のスペースはどのぐらいかということでございますが、今回の市議補欠選挙につきましては、立候補者が4人ということで、タブロイド版両面刷りで作成いたしました、1人当たりのスペースは、横24.2センチの縦15センチでございます。

なお、平成7年執行の統一地方選挙ということでは、ブランケット版、いわゆる新聞紙大の大きさでございますけれども、4ページで作成いたしまして、候補者1人当たりのスペースは、今回の半分でございます。

以上でございます。

[市長藤代孝七君登壇]

●市長(藤代孝七君) 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉法人の理事長あるいは理事となっているかということでございますけれども、私は、理事長には現在まで1度もなった記憶はございません。そして、某保育園の監事を3月だと思っておりますけれども、やめております。あと、ほかの理事には一切かかわっておりません。

次に、子育て支援でございますが、子育て支援の中で、子供たちを一生懸命育てている親たちをどのように支援していくのかとのご質問ですが、福祉的な観点に立つ施策としては、例えば乳幼児医療費の助成を初め、児童手当の支給、また児童ホーム等で子育て支援のためのプログラムを実施いたしております。

さらに、保育園においては、国が定める基準等よりも緩和し、利用者のニーズに沿ったものとすべく対応しているところであります。

このような既存のサービスについては、さらに実情と合わせて検討を加えるなど、若い親たちから期待されるような新しい対応を図ってまいりたいと考えております。

[長谷川大君登壇]

●長谷川大君 ご答弁ありがとうございました。

まず、ケーブルテレビに関してなんですけれども、私、非常に経営が厳しいしとか何とかといういろんな話を聞いておりました、何とかならないものかなと思っておりました。

私の会派の同僚議員が、ことしの第1回定例会でケーブルテレビの質問をいたしまして、そのときのご答弁いただいた中で、いろんな会社が出資してて、経営をしているわけだけれども、その経営責任をどこが持っているのかということで、それに関して、市と民間の会社が10%ずつの筆頭株主になっているということだけれどもということで、もたれあいの経営があるんじゃないとか、いろんな指摘があったわけでありまして、それらに対しまして、「会社の経営改善を図るためにどうしたらよいか、ご指摘の点も含めて主だった株主と協議をし、さらに検討してまいりたいと考えております」というようなご答弁をなさいました。それから約半年たったわけでありまして、経営状況がどういう状況かわかりませんが、その辺がどうなっているのか。

あるいは私、子供が幼稚園に行っているもので、いろいろあのテレビを見てますと、幼稚園の子供たちを撮って、それを放映しているんですけども、それらに対して営業をかけるというようなことがないようであります。営業と放送とが一体になってやれば、少しは視聴者の拡大になると思うんですけども、その辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

それからですね、私の支持者から、「お前は選挙後に、一言もあいさつをしないけれども、どうなっているんだ」ということを、この間、8月の頭に言われまして、「今度の市長は、ちゃんとみんなにあいさつしているぞ」というようなお話がありました。「どこで」という話をしましたら、「テレビでちゃんとしてるじゃないか」という話があったものですから、ちょうどやっている最中でしたので、テレビを見まして、ビデオを撮りました。その中で、市長がこういう発言をしております。「このたびの市長選には、市民の皆様方に温かいご支援をいただいた中、当選をさせていただきましたことを、心より感謝申し上げます」というふうにケーブルテレビの番組を使って述べてるわけであります。（「それはまずいよな」と呼ぶ者あり）

私もちょっとそういうふうに思ったんで、公職選挙法の178条を見ますと、「何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的を持って、次に掲げる行為をすることができない」というふうに規定されてるんですね。その4項目なんですけれども、「第151条の5(選挙運動放送の制限)に掲げる放送設備を利用して放送すること」というふうに書いてありまして、これがいわゆる有線放送施設に当たるわけであります。

先ほど答弁にありましたように、市が出資しているテレビ局で、市が番組制作費を出している番組において、これは極めて私的なことだと思うんですけども、選挙のお礼を述べているということに関して、堂々とやっぺらっぺらするんですから、これは何かきちんとしたご見解があつてお礼を述べられたと思うんですけども、先ほども答弁の中で、123万5876円の番組制作費1番組当たりですねかかっているわけでありまして、この辺との絡みについて伺っておきたいと思ひます。

それから、選挙公報についてなんですけれども、補選では24.2センチの15センチということで、いわゆる本選挙でその半分のスペースだということでありまして、字数の制限が同じ字数の制限でありますから、字の大きさが違ってくるわけですよ。そうすると、字を読みにくいお年寄りの方たちが統一地方選のときの公報を読む気にもならなかつたりして、補選だったらちょっと字が大きいから読んでみようなんという場合には、今度それが次の選挙にどう影響してくるかということを考えますと、ちょっと気になること

ろでありますので、これは改善をしろとは言いませんけれども、ちょっと工夫をしていただければなというふうに思います。

それから、もう1つなんですけれども、選挙公報これは条例に基づいて発行しているということでありまして、これまた新しい市長さんの公報の部分を見させていただきますと、「特別養護老人ホーム「南生苑」、ひばり保育園経営」と書いてあります。経営と書いてあるからには、経営者であるんだろうなというふうに思って、先ほど質問をさせていただきましたところ、理事長には1度もなったことがないというご答弁でありまして、保育園の方は監事をやってたんだ、だけどやめてますよというお話でした。それで、この公報に記載されているのは、経営という言葉をきちんと使ってあるわけでありまして、それが実質上の経営者という言い方を、今していらっしゃる方がいらっしゃるようでありますけれども、経営を裏づけるオフィシャルなものがないわけでありまして、これは選挙の公報に虚偽の記載をしているのではないかというふうに考えるんですけれども、この辺はいかがなものかと思えます。開かれた清潔な市政の実現ということをおっしゃってますので、その辺を含めてご答弁をいただければと思います。

以上です。

[助役清矢守君登壇]

●助役(清矢守君) まず、私からケーブルテレビの経営の問題につきまして、お答えをいたしたいと思えます。

まず、3月議会におきまして議会のご指摘をいただきまして、いわゆる中心となる株主がいなくて、どこが中心となって責任を持つのかという、はっきりせずにもたれ合いのような、そういう状況が問題である、こういったご指摘をいただいたわけでございます。

そこで、部長からご答弁申し上げましたように、主な株主と相談をいたしました。そこで出ました結論は、やはり専門的なノウハウを持ったところに中心となっていて、そこから現役の職員を派遣をしていただく、これがやはり一番いいことではないか、こういうことになりました。その後、相談の結果、それまで4番目の株主でございました4番目というのは、たしか6%だったと思えますが富士通でございますが、そこが中心となって経営をしていたらこうという結論に達しました。

それに伴いまして、この7月25日に臨時株主総会を行いまして、既に同社から社長以下の数人の役員の派遣をいただいております。そしてまた、この9月24日でございますが、臨時株主総会におきまして、増資のことが決まるわけでございますが、その中

で、富士通に20%の株を持っていただいて筆頭株主になっていただき、こうすることで、大体そのように予定をされております。これによりまして、責任体制の明確化と経営体制の強化を図ることにいたしております。

今後、先ほどもおっしゃいましたように、営業の問題等いろいろございます。この今回の見直しの効果が出てくることを期待しております。

なお、ご指摘がありましたような具体的な営業と取材との連携は大変重要なことでございますので、会社側に伝えてまいりたいと思います。

以上でございます。

[市長藤代孝七君登壇]

●市長(藤代孝七君) 私が、南生苑の経営とあるがということでございます。

正直申し上げまして、南生苑の理事長は林芳雄でございます。そして、施設長が私の家内の藤代昭子でございます。そのような観点から、私が経営というふうに、私自身が書いたということよりも、事務局を担当した者が書類を書いたと思いますから、明らかに私自身が経営ということではなく、家内が施設長ということであります。(「詐称だ」と呼ぶ者あり)

[選挙管理委員会事務局長中村忠君登壇]

●選挙管理委員会事務局長(中村 忠君) 再質問にお答えいたします。

選挙公報につきましては、私どもご指摘のあったように、今回の選挙と統一地方選挙のスペースの問題では差があるということ、これは不公平ではないかという、そういうご質問でございます。

確かに、候補者間の公平性を保たなければいけないということにつきましては、ご質問のとおりだろうというふうに思います。しかし、それは各選挙における公平性が保たれなければならない、そういうふうに私どもは考えております。

現実的に、統一地方選挙でございますと、たくさんの候補者が立候補してまいりますので、現在のブラケット版で4ページ、この中でおさめているのが各市とも通例でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、今後につきましては、読みやすい選挙公報づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、広報に関してのテレビの問題でございますが、当選後のあいさつ行為の制限につきましては、178条で禁止されているところでございますけれども、市長の当選につきましては、これは大きな市のニュース性もございます。そういう中で、あいさつをする目的でそういう制作をしたというふうに、私どもは考えてはおらないところでございますけれども、この辺につきましては、確答はなかなかできかねるところでございます。

それから、選挙公報に経営者の問題ということでございましたけれども、ただいま市長からご答弁がありましたけれども、公職の候補者、いわゆるこれは公職にある者を含めましての問題でございますけれども、公選法上では、経営者となってもこれは問題はないというふうな解釈がされております。ただ、市の長でございますので、この辺につきましては、好ましくないというふうな、そういう解釈を判例の中ではございます。

以上でございます。

[長谷川大君登壇]

●長谷川大君 ご答弁ありがとうございます。

今、選管の事務局長がおっしゃったとおりであるんですけども、実際に理事長はやってないと言っているし、監事をやってたけれども退任しているというお話であったわけでありまして、ここに選挙公報に書かれているのは、もう1度読みますけれども、「特別養護老人ホーム「南生苑」、ひばり保育園経営」なんですね。奥さんが経営しているだとか、親戚が経営しているだとかという書き方はしていないわけでありまして、これは一般の方々が読んだときに、どういうふうにとるかと言ったら、その前に「洋ラン栽培・藤代農園経営」も書いてあるんですけども、花を愛でて、それで児童福祉や高齢者福祉に非常に熱心な方だという印象を受けてしまうわけでありまして、（「印象じゃなくて、実態だもの」と呼ぶ者あり）実質上の経営者ではあるのかもしれませんが、書類上違うという場合には、こういう公のものに果たして載せていいものかどうかということを、私は問うているわけでありまして、ちょっとお答えがずれているようなので、もしお答えいただけるのであれば、お答えいただきたいというふうに思います。

[選挙管理委員会事務局長中村忠君登壇]

●選挙管理委員会事務局長(中村 忠君) 3問にご答弁いたします。

第1問でご答弁いたしましたように、制限ということで、虚偽事項については、これは禁止されているわけでございますけれども、私どもこの提出された選挙公報の原稿について、そこまで認識していなかったという、そういう事情もございますので、ひとつご理解いただきたいと思えます。(「認識してなければいいわけだ」と呼ぶ者あり)